

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	県立高等学校等奨学金支給事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県教育委員会は県立高等学校等奨学金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県教育委員会

公表日

令和4年10月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県立高等学校等奨学金支給事務
②事務の内容	【概要】高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に基づき、授業料以外の経費への支援を目的とし、高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)を支給する。 【内容】申請の審査及びその決定 保護者等の前年所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報提供ネットワークを通じて市町村等に照会し、受給資格の判定を行う。その際に、個人番号を利用して情報連携する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	兵庫県高等学校等就学支援金マイナンバー連携システム (以下「支援金システム」という。)
②システムの機能	兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱に基づく申請に関して、資支給決定の可否を行うシステム ・保護者等に関する情報の管理 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の情報の取込、支給決定の審査 ・高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給決定通知等の帳票発行 ・高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給状況の管理
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2									
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム								
②システムの機能	<p>団体内統合宛名管理システムは、既存業務システムと中間サーバー等のデータの受け渡しを行うことで、機関別符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「機関別符号」を取得して利用する。</p> <p>① 統合宛名番号管理機能：本県内部において個人を一意に特定するための団体内統合宛名番号の付番及び管理を行う。</p> <p>② 個人番号等管理機能：団体内統合宛名番号を付番した個人について、個人番号及び業務種別・業務宛名番号等を紐付けして管理する。また、管理対象の個人番号に対応する基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を住民基本台帳ネットワークシステムから取得し、管理する。なお、これらの情報については一定の期間、履歴管理も行う。</p> <p>③ 符号情報等管理機能：中間サーバーに対して団体内統合宛名番号の登録要求や符号の取得要求等を行い、その処理結果を取得するとともに、符号取得依頼ファイルを取得する。また、これらの中間サーバー上での登録(取得)状況に関する管理を行う。</p> <p>④ 情報照会連携機能：既存業務システム及び本システムのクライアント画面からの情報照会要求に基づき、中間サーバー用の情報照会データを生成し、中間サーバーに情報照会要求を行う。また、情報照会の結果を中間サーバーから取得して、既存業務システム等に提供する。</p> <p>⑤ 情報提供連携機能：既存業務システム及び本システムのクライアント画面から連携(入力)された情報提供用データを元に、中間サーバー用の登録データ(副本)を生成し中間サーバーへの副本登録を行う。また、登録処理の結果を中間サーバーから取得する。</p> <p>⑥ 中間サーバー連携付帯機能：中間サーバーからの要求に対して、氏名、住所、性別及び生年月日並びに個人番号等を通知する。また、中間サーバーへの要求時に発行される中間サーバー受付番号を管理する。加えて、中間サーバーから提供される各種マスタ等を取得して管理する。</p> <p>⑦ 共通変換機能：既存業務システムと中間サーバーとの連携において、連携データのデータ形式や文字コード等を、それぞれのシステムに応じたものに変換を行う。</p> <p>⑧ データ送受信機能：中間サーバー及び既存業務システム向けに、データを送受信する。データの送受信を確実に完了するため、送受信の状況を確認し、エラーが発生した場合には自動(又は手動)で再送する。</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能：権限を有する職員だけが、許可された特定個人情報を取り扱えるように、アクセス制御を行う。既存業務システムからのアクセスに対しても同様に制御を行う。</p> <p>⑩ マスタ管理機能：機関、番号利用事務の業務種別(未システム化業務含む)、中間サーバー用のシステム識別子などの各種マスタを管理する。</p> <p>⑪ システム管理機能：本システムの稼働監視、運用管理、ジョブ管理などのシステム管理を行う。また、異常発生時やシステム操作が必要な場合など一定の条件が発生した時にメール通知を行う。</p> <p>⑫ ログ管理機能：システムログ、操作ログなどを取得し、一定期間保存する。また、ログ監視を行い、一定の条件に該当する場合はシステム管理者に自動的に通知する。</p> <p>⑬ 庁内連携機能：兵庫県庁の各機関が保有する特定個人情報の機関内での連携を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、支援金システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、支援金システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、支援金システム)									

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※都道府県サーバ部分について記載								
②システムの機能	<p>① 本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町コミュニケーションサーバー(以下「市町CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>② 兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への情報提供又は他部署への移転：兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関又は他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>③ 本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④ 機構への情報照会：全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤ 本人確認情報検索：都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥ 本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から、本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
3. 特定個人情報ファイル名									
県立高等学校等奨学金支給情報関連ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 第2条 別表第1 第2の項第4号 								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定								
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条 								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	教育委員会事務局財務課								
②所属長の役職名	財務課長								
7. 他の評価実施機関									
なし									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県立高等学校等奨学金支給情報関連ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高校生等奨学金給付金(奨学のための給付金)の支給決定にかかる保護者等
その必要性	支給決定の判定のために保護者等の地方税に関する情報等が必要なため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>【連絡先等情報】 ・4情報:生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムの基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等):生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ・その他の住民票関係情報:保護者等他の世帯員との続柄を確認するため保有する。</p> <p>【業務関係情報】 ・地方税関係情報:保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:保護者等の生活保護情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報:生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和2年11月1日
⑥事務担当部署	教育委員会事務局財務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給決定に関して、保護者等が兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱第3条に定める者に該当するかどうかの審査を行うため	
④使用の主体	使用部署	兵庫県教育委員会事務局財務課、県立高等学校、県立中等教育学校及び県内の全市立高等学校
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給決定に関して、保護者等が兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱第3条に定める者に該当するかどうかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に支給決定の判定を行う。	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	令和2年11月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)事務処理(市立高等学校分)		
①委託内容	申請書等の受理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、明石市、姫路市	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		
支援金システムの開発・運用保守委託		
①委託内容	システム開発・運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社システム・エージ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【支援金システム】

支援金システムのサーバが設置されている施設は、以下の対策を実施している。

- ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録
- ・入管・入室の際に、財務課職員からの入室カードの受け取りが必須
- ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け
- ・機器設置室への入室の際には専用IDカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有
- ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能

【紙媒体】

・マイナンバー台紙の保管に当たっては、執務室及び書庫に施錠し、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施する。

【団体内統合宛名管理システム】

・専用IDカードにて入退室管理を行っている区域(庁内)に設置したサーバーに保管している。サーバーは施錠したラックに設置している。

【中間サーバー】

- ・中間サーバーはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ①生徒が在学する学校名
- ②学校種・課程
- ③学年、組、番号
- ④生徒の氏名
- ⑤生徒の氏名(カナ)
- ⑥生徒の生年月日
- ⑦郵便番号・住所
- ⑧保護者等の連絡先
- ⑨過去の在学(転退学)歴
- ⑩保護者等の氏名
- ⑪保護者等の氏名(カナ)
- ⑫保護者等の生年月日・性別
- ⑬生徒との続柄
- ⑭保護者等の個人番号
- ⑮保護者等の課税住所地
- ⑯保護者等の統合宛名番号
- ⑰奨学のための給付金の受給回数、支給額に関する情報
- ⑱保護者等の住民税関係情報
- ⑲保護者等の生活保護関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県立高等学校等奨学金支給情報関連ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 ・事前配布資料にて、添付資料の名称を具体的に指定し、限定するとともに、見本資料を添付することで、目的外の情報等が含まれる書類の提出を防ぐ。 ・目的外の情報が含まれた資料が提出された場合は、返却若しくは不要な箇所を塗りつぶす等の対応を行う。 ・申請書等の様式については、必要以上の情報が含まれることのないように取り組む。 <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。この場合、市町CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は市町側の本人確認により保証されるため、市町において厳格な本人確認が行われることが前提となる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・各学校事務室は、マイナンバー台紙の保管・管理にあたっては、執務室内の施錠可能な書庫に保管し、部外者が閲覧できないよう措置を講じる。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>入手した情報については、支援金システム内のデータベース及びCSVファイルにて保管されている。データベース内のデータについては、支援金システムにログインすることでしか閲覧することができず、ログインにはIDとパスワードが必要。CSVファイルは専用ネットワーク内のフォルダに保存する。専用ネットワークへのアクセスには、事前に登録した端末からID/パスワード認証が必要になる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援金システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御する。 <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID/パスワード及び利用端末制限による認証を行っている。 <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名管理システムとのシステム間連携を除き、特定の職員以外に利用権限が開放されていない。 ・アクセス権限のある職員については、顔認証及びID/パスワードによる認証を行っている。 <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に個人情報取扱特記事項を設け、収集の制限・目的外利用・提供の制限・秘密の保持・複写又は複製の禁止・特定の場所以外での取扱いの禁止・事務従事者への周知、再委託の禁止(予め県の承認を得ている場合を除く)等を規定している。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。 ・なりすましにより、他の職員が使用できないよう、ID及びパスワードは本人が適切に管理することとする。 <p>【団体内統合宛名システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。 ・情報照会に係る操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ・アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の入手ができない仕組みとなっている。 ・法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。 <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ・中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	【成績データ等(USBメモリ)の紛失(令和元年度)】 県立高等学校の教員が、USBメモリ1個を紛失した。当該USBメモリには、1年生の240名の高校入試に関する成績、3年生の英語選択者30名の名簿、平成28年度入学生240人分の名簿と2年次の成績及び男女バスケットボール部の名簿とユニフォーム代金の出納簿が含まれていた。	
再発防止策の内容	【成績データ等(USBメモリ)の紛失に対する再発防止策】 個人情報の管理を徹底するとともに、個人情報の適正管理に関する研修を実施し、危機管理意識の周知徹底を図る。また、成績等については、USBメモリ等の外部電磁的記録媒体への書き込みを禁止する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体の廃棄、保管転換またはリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺機器の廃棄、保管転換またはリース返却時は、次のとおり対応する。 ①記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ②業者委託する場合は、県職員が立ち会いの下、①の措置を行う。 		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【学校における事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等における個人情報取扱にかかる注意喚起、県民情報センターが実施する個人情報保護研修への参加のほか、業務担当者システムの研修会時に情報管理に関する取扱い等の説明等により資質向上を図る。 <p>【支援金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援金システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・開発運用保守委託先については、委託契約において締結している個人情報取扱特記事項で規定する委託先の義務として、個人情報の保護にかかる事項を関係職員に周知することを求める。 <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名管理システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・団体内統合宛名管理システムの運用に携わる事業者内において、セキュリティ研修等を実施する。 <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <p>【住民基本台帳ネットワークシステム】</p> <p>住基ネットを利用する部署の責任者、住基ネットを利用する職員に対して、初任時及び一定期間毎に、住基ネットの操作、セキュリティ対策及び関連規定等に関する教育・研修を行うとともに、その記録を残す。</p>
10. その他のリスク対策	
-	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3882 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL:078-362-3882
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容等について記録する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社神戸インプット	株式会社関西情報センター	事後	委託先の変更
令和4年10月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条	事後	法令改正による
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	支給決定の判定のために保護者等の地方税に関する情報が必要なため	支給決定の判定のために保護者等の地方税に関する情報等が必要なため	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] 生活保護・社会福祉関係情報	[○] 生活保護・社会福祉関係情報	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【業務関係情報】 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	【業務関係情報】 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 保護者等の生活保護情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	事後	修正

令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給決定に関して、保護者等が兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱第3条に定める者に該当するかどうかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に支給決定の判定を行う。	高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の支給決定に関して、保護者等が兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱第3条に定める者に該当するかどうかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に支給決定の判定を行う。	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(3)件	(2)件	事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	マイナンバーデータ入力業務委託		事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	マイナンバーデータ入力業務委託		事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人未満		事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社関西情報センター		事後	修正
令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ④再委託の有無	再委託しない		事後	修正

令和4年10月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【記録媒体】 ・データ入出力用USBメモリについては、施錠可能な場所に保管する。		事後	修正
令和4年10月14日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		⑯保護者等の生活保護関係情報	事後	修正
令和4年10月14日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事態が発生したか その内容	【メールの誤送信(平成30年度)】 県立図書館において、県立図書館のシステム登録者に対して、一斉メールを送信した際に、BCCではなくToで送信した。これにより、3,297人分のメールアドレスが漏えいした。 【成績データ等(USBメモリ)の紛失(平成30年度)】 県立高等学校の教員が、USBメモリ1個を紛失した。当該USBメモリには、同校生徒301名及び前校卒業生480名の教科考査の点数と成績データが含まれていた。 【メールの誤送信(平成30年度)】 県立特別支援学校において、一斉メールを送信した際に、BCCではなくToで送信した。これにより232人分のメールアドレスが漏えいした。		事後	修正
令和4年10月14日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事態が発生したか 再発防止策の内容	【メールの誤送信に対する再発防止策】 複数の宛先にメールを送信する際には、送信前に(宛先、送信形式(To、CC、BCC)、本文内容等)について誤りがないかの確認を行うとともに、個人情報の適正管理に関する研修を実施し、危機管理意識の周知徹底を図る。		事後	修正
令和4年10月14日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編

令和4年10月14日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年10月14日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編